

介護サービス〈要介護1～5の方〉

在宅サービス

ケアプランを作成します

居宅介護支援事業者などに依頼し、ケアマネジャーに相談しながら「ケアプラン」を作成します。ケアプランは利用者の現状に合わせて、適切な介護サービスを利用するためのプランです。



ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

★「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

利用者負担のめやすが
変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心(20分以上30分未満の場合)	245円
生活援助中心(20分以上45分未満の場合)	183円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

●利用者負担のめやす

1回	1,234円
----	--------



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

●利用者負担のめやす

1回※	302円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合です。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師・歯科医師が行う場合 (月2回まで)	503円
-------------------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満の場合)	463円
病院または診療所から(30分未満の場合)	392円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

介護サービス〈要介護1～5の方〉

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りです。

●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上9時間未満の場合）

要介護 1	656円
}	}
要介護 5	1,144円

※送迎を含みます。また、食費・日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りです。

●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉（6時間以上8時間未満の場合）

要介護 1	726円
}	}
要介護 5	1,321円

※送迎を含みます。また、食費・日常生活費は別途必要です。



短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型（準）個室
要介護 1	579円	599円	677円
}	}	}	}
要介護 5	846円	866円	946円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型（準）個室
要介護 1	750円	823円	829円
}	}	}	}
要介護 5	959円	1,036円	1,040円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

生活する環境を整えるサービス ※ []内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできます。

- ①車いす◆
- ②車いす付属品◆（電動補助装置など）
- ③特殊寝台◆
- ④特殊寝台付属品◆（サイドレールなど）
- ⑤床ずれ防止用具◆
- ⑥体位変換器◆
- ⑦手すり（工事をとみなわないもの）
- ⑧スロープ（工事をとみなわないもの）
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ
- ⑪認知症老人徘徊感知機器◆
- ⑫移動用リフト◆（つり具を除く）
- ⑬自動排泄処理装置★

◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できません。
★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません。

●利用者負担について

用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P12参照）が適用されます。

住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

工事前に播磨町に申請することにより、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

下記の福祉用具を購入したとき、費用が支給されます。

- ①腰掛け便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて播磨町に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

施設に入って利用する

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす（1日）

要介護1	533円
＼	＼
要介護5	798円

※日常生活費は別途必要です。



介護サービス〈要介護1～5の方〉

施設サービス

●要支援の方は、施設サービスは利用できません。



施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって、入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられます。

●新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

施設に入所した場合の利用者負担

多床室の基準費用額が変わりました。

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。

●基準費用額【1日あたりの施設における居住費、食費の平均的な費用を勘案して定める額】

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室と多床室は（ ）内の金額となります。

低所得の方の居住費等・食費の負担軽減

多床室の負担限度額が変わりました。

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。ただし、配偶者が住民税課税であったり預貯金等が一定額を超える場合は、給付されません。くわしくはP19を参照ください。

●負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。